

(書式 3 - 1)

個人の民事再生申立書

民事再生手続開始申立書

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 (送達場所)

申立人 〇 〇 〇 〇

(電 話) 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(F A X) 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇△



第1 申立の趣旨

申立人について、民事再生手続を開始するとの決定を求める。

第2 民事再生手続開始の原因たる事実

申立人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、先妻〇〇〇〇と離婚し、離婚費用を借入れにより工面したが、相前後して勤務先の業績が悪化して、収入が減り、生活費をサラ金からの借入れでまかなうようになった。平成〇〇年〇〇月〇〇日、申立人は〇〇〇〇を退職し、〇〇〇〇に再就職したが、以前からの借入れの返済が蓄積し、支払不能である。

第3 申立人の家族及び生活状況

第4 申立人の資産・負債・その他の財産の状況

1 申立人の資産

別紙財産目録記載のとおり

2 申立人の負債及び申立人に対する債権者（平成〇〇年〇〇月〇〇日現在）

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 租税・公租公課関係債権者 | 別紙債権者一覧表Ⅰ記載のとおり |
| (2) 担保権付債権者 | 別紙債権者一覧表Ⅱ記載のとおり |
| (3) 上記以外の債権者 | 別紙債権者一覧表Ⅲ記載のとおり |

第5 申立人の資産に関してされている他の手続又は処分

- 〇〇地方裁判所において、債権者〇〇〇〇申立てによる別紙所有不動産目録〇〇記載の土地に対する仮差押決定がなされている。

第6 再生計画案の作成の方針についての申立人の意見

1 再生の方法

2 主要債権者協力の見込み

3 申立人の意見



平成〇〇年〇〇月〇〇日

申立人 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇地方裁判所 御中

解説

(民事再生手続開始の原因たる事実)

民事再生手続開始の要件は、①債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあること、又は②債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないことである（民事再生法第21条第1項）。

上記①における破産手続開始の原因とは、個人に関しては支払不能又は支払停止である（破産法第15条）。これらの生ずるおそれがあれば、上記①を満たし、民事再生手続開始の要件を具備することになる。

(再生計画案の作成方針についての申立人の意見)

必要的記載事項である。民事再生手続は、再生債権者の同意により債権の減免等を行った上で、債務者の再生を図るものであるから、債務者が再生債権者からいかなる債権の変更を取り付ければ再生可能であるのか、又、再生債権者から必要な同意を取り付けることができるのかについて見通しが立たなければ、裁判所は債務者の再生可能性について判断することができない。このため、申立人の意見を欠く民事再生手続申立は、裁判長からの補正命令の対象となり、これに応じなければ申立自体が不適法とされる。